

一般社団法人みはまスポーツクラブ会員等のルール

(入会資格)

- 1 一般社団法人みはまスポーツクラブ（以下「クラブ」という。）には、クラブが定める規則を守り、原則として美浜町内に在住・在勤・在学する方であればどなたでも入会できます。ただし、目的に賛同する方であれば他の地域の方でも入会できます。

(入会手続き)

- 2 入会してクラブの会員になるためには、クラブ登録書による所定の手続きが必要です。
 - (1) クラブを賛助するために入会した個人及び団体は、賛助会員となることができます。
 - (2) 会員の資格は、退会などによって失います。

(会費等)

- 3 会員は、理事会において別に定める年会費（以下「会費」という。）を納めなければなりません。
 - (1) 会員及び非会員を含むクラブ事業の参加者（以下「参加者」という。）は、理事会において別に定める参加費を、決められた期日までに納めなければなりません。
 - (2) 一旦納められた会費、参加費及びその他の金品は、いかなる理由によっても返還しません。

(会員証)

- 4 会員には各年度ごとに会員証を発行します。

会員は、クラブの活動時に会員証を携帯しなければなりません。

(事故等の責任)

- 5 参加者は、クラブの活動に際してはクラブの各規定及び指導者の指示に従い、自己の責任において行動して下さい。

これまでにかかったことのある、または現在かかっている疾患で、運動やスポーツの実施において配慮の必要があるものは、あらかじめ申し出なければなりません。

(保険の加入)

- 6 参加者は、スポーツ安全保険・傷害保険（以下「安全保険等」という。）に加入しなければなりません。ただし、各活動の申込時に参加者から年間保険料をいただき、クラブで保険に加入します。
 - (1) 参加者の活動中の傷害については、応急処置が必要なものはその場で対応し、医療機関等による処置が必要な場合は安全保険等の対象範囲でのみ対応します。
 - (2) 安全保険等に加入していない方の活動中の事故については、クラブは一切の責任を負いません。

(活動への参加禁止)

- 7 参加者のうち、以下に該当する方はクラブの活動に参加できません。

- (1) 他人に感染するおそれのある疾病を有する方
- (2) 医師から運動を禁じられている方
- (3) 飲酒により正常な活動ができないと認められる方
- (4) その他、代表理事が認める理由によって活動不可と判断された方

(ルールの改正)

- 8 本ルールは、クラブ理事会の議を経て改正します。

付 則

このルールは、クラブ設立総会の日（2019年5月25日）から施行します。ただし、総会前から会員に加入した方にも適用されます。